

登録教習機関の技能講習業務の休止について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する同法第 49 条及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 23 条の 2 に基づき、登録を受けた技能講習業務を休止したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

1 登録教習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 登録教習機関の名称
株式会社モトヤエデュケイツ
- (2) 登録教習機関の住所
岡山県倉敷市中島 2236 番地 100
- (3) 登録教習機関の代表者の職氏名
代表取締役 青山 知之
- (4) 技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
 - ①名称 株式会社モトヤエデュケイツ茨城支店
 - ②所在地 茨城県土浦市中村南 4 丁目 1 番 20 号

2 休止する技能講習の範囲

玉掛け技能講習

3 技能講習の休止年月日

上記 2 の技能講習の休止年月日は、令和 7 年 7 月 1 日

4 技能講習の休止期間

上記 2 の技能講習の休止期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで

令和 7 年 7 月 14 日

茨城労働局長

